

議案第117号

職員の定年の特例に関する条例中一部改正の件

職員の定年の特例に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

職員の定年の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年の特例に関する条例（平成21年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び歯科医師」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

公立芽室病院の歯科の廃止に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

職員の定年の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定年の特例) 第2条 公立芽室病院において医療業務に従事する医師の定年は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条の規定にかかわらず、年齢67年とする。 <u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	(定年の特例) 第2条 公立芽室病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条の規定にかかわらず、年齢67年とする。